障がい福祉関係給付制度のご案内

〈問い合わせ〉福祉課 福祉係　☎0967(67)2705

制度名	内容	基準等級	手当額（月額）
特別児童扶養手当	身体や精神、知的に中程度以上の障がいのある20歳未満のお子さんを家庭で監護している父親もしくは母親または養育者に対して手当を支給する制度です。	1級該当児童とは	
		• 身体障害者手帳2級以上 • 療育手帳A判定 • 精神保健福祉手帳1級 に相当する状態です。	（対象児童一人につき） 58,450円
		2級該当児童とは	
		• 身体障害者手帳3級 • 療育手帳B判定 • 精神保健福祉手帳2級以上 に相当する状態です。	（対象児童一人につき） 38,930円
障害児福祉手当	身体や精神、知的に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の障がいのあるお子さんに対して手当を支給する制度です。	• 身体障害者手帳2級以上 • 療育手帳A判定 • 精神保健福祉手帳1級 に相当する状態です。	16,560円
特別障害者手当	身体や精神、知的に著しく重度の障がいが2つ以上あてはまる状態であり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の障がいのある人に対して手当を支給する制度です。	• 身体障害者手帳2級以上 • 療育手帳A1 • 精神保健福祉手帳1級 相当の障がいが複数あてはまる状態、または上記の障がいが1つあり、中程度相当の障がいが複数あてはまる状態です。	30,450円

※これらの手当は、所得制限や受給資格要件がありますので、支給されない場合があります。
※給付の額は令和8年4月以降の額です。給付の額は、毎年改定されます。
※提出された診断書により認定を行うため、障害者手帳の基準等級と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました！

改正道路交通法施行令の施行により、9月1日から生活道路における自動車の法定速度が**60km/hから30km/hに引き下げられています。**特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げとなりますので、より一層安全運転を心掛けましょう。また、決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などよく考えて、安全な速度で走りましょう。

村は、村道、林道、農道、里道も対象です。

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

〈法定速度が60km/hのままの道路〉

- 道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道路
- 道路の構造上または柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線および減速車線以外のもの
  （例：料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当）
- 自動車専用道路